

# 環境経営応援資金の環境改善設備に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉市中小企業資金融資要綱（以下「融資要綱」という。）第2章第2節に規定する環境経営応援資金（環境改善に資する設備の導入に限る）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(環境改善に資する設備)

第2条 融資要綱第32条第1号アに規定する「環境改善に資すると認める設備」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 公害防止施設等の設置、改善又は購入を行う事業で、別表第1に定めるもの
- (2) 低公害車等の導入を行う事業で、別表第2に定めるもの
- (3) 工場等を移転する事業で、別表第3に定めるもの
- (4) 石綿を除去する事業で、別表4に定めるもの
- (5) 環境配慮設備等の導入を行う事業で、別表5に定めるもの

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

## 別表第1（第2条第1号関係）

## 公害防止施設等の設置、改善又は購入を行う事業

項目	内容
1 ばい煙処理施設	<p>(1) ばい煙を処理するための装置 集じん又は除じん装置（重力沈降、慣性分離、遠心力分離、ろ過、洗滌、電気捕集若しくは音波凝集の方法によるもの）、硫黄酸化物又は窒素酸化物その他有害物質の処理装置等</p> <p>(2) ばい煙の排出を低減するための改造等 有害物質の処理装置（洗滌、吸収、中和又は吸着の方法によるもの）、燃料転換に係るバーナーの改造・交換、低NO<sub>x</sub>バーナーへの交換等</p> <p>(3) 前記（1）及び（2）の附属設備</p>
2 粉じん処理施設	<p>(1) 粉じんを処理するための装置・改造等 集じん又は除じん装置、散水、被覆又は密閉により粉じんの発生を防止する施設等</p> <p>(2) 前記（1）の附属設備</p>
3 揮発性有機化合物処理施設	<p>(1) 揮発性有機化合物を処理するための装置 燃焼処理装置、凝縮回収装置等</p> <p>(2) 揮発性有機化合物の排出及び飛散を抑制するための改造等 使用溶剤の非揮発性有機化合物化に伴う施設の改造・交換、密閉化等の蒸発防止策に伴う施設の改善等</p> <p>(3) 前記（1）及び（2）の附属設備</p>
4 汚水処理施設	<p>(1) 汚水処理装置（中和及びpH調整、酸化、還元、浮上分離、沈降分離、凝集分離、ろ過、活性炭吸着、活性汚泥法、生物膜法、嫌気処理法、イオン交換法、窒素・リンの除去又は滅菌により処理するもの等）</p> <p>(2) 前記（1）の附属設備</p>
5 騒音又は振動防止施設	<p>(1) 遮音塀、遮音壁（通常の工場建築物を構成する部分を除きもっぱら騒音防止の用に供するもの）</p> <p>(2) 消音器、消音装置（もっぱら騒音防止の用に供するもの）</p> <p>(3) つり基礎</p> <p>(4) 前記（1）、（2）及び（3）の附属設備</p>
6 悪臭防除施設	<p>(1) 悪臭物質の処理装置（熱分解、洗滌、吸収、中和、吸着、イオン交換、酸化、還元、電気捕集又は化学的処理等により処理するもの）</p> <p>(2) 悪臭物質を密閉するための施設</p> <p>(3) 前記（1）及び（2）の附属設備</p>
7 産業廃棄物処理施設	<p>(1) 産業廃棄物を処理するための装置（焼却、脱水、乾燥、圧縮、分離、破碎、中和、無毒化、安定化または生物化学的処理により処理するもの等）</p> <p>(2) 前記（1）の附属設備 ただし、産業廃棄物処理を主たる業務とする者が設置するものを除く。</p>
8 地盤沈下のため、用水を地下水から工業用水等に転換する施設	<p>(1) 用水を地下水から工業用水等に転換する装置（用水管、受着水槽、貯水槽、冷却塔、冷凍機、ろ過装置、沈殿装置等）</p> <p>(2) 天然ガスかん水を地下に還元する装置（還元井、用水還元管、水処理施設等）</p> <p>(3) 前記（1）及び（2）の附属設備</p>
9 土壌汚染処理施設	<p>(1) 地下水及び土壌中の気体の汚染除去装置（曝気処理、活性炭処理等）</p> <p>(2) 前記（1）の附属設備</p> <p>(3) 土壌汚染の除去等の措置（原位置浄化、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、原位置不溶化等）</p>
10 その他市長が特に必要と認める施設等	

別表第2（第2条第2号関係）  
低公害車等の導入を行う事業

項 目	内 容
1 低公害車	<p>九都県市低公害車指定指針で定めた九都県市指定低公害車で事業の用に供するものであり、次に掲げるもの。</p> <p>(1) 電気自動車  (2) 天然ガス自動車  (3) ハイブリッド自動車  (4) プラグインハイブリッド自動車  (5) 燃料電池自動車  (6) 車両総重量が3.5tを超える自動車  (7) 前記(1)から(6)の付属設備</p>
2 低公害車用燃料等供給施設	<p>(1) 電気自動車用充電施設  (2) 圧縮天然ガス(CNG)充填施設  (3) 水素充填施設  (4) 前記(1)から(3)の付属設備</p>

別表第3（第2条第3号関係）  
工場等を移転する事業

項 目	内 容
1 移転の条件	<p>(1) 工場等の全体を移転しなければ公害を防除することができない場合において、市長が適当と認めた移転先に工場等を移転するものに限る。</p> <p>(2) 移転先の地域は工業地域、工業専用地域、準工業地域に限る。ただし、準工業地域への移転は工業地域、工業専用地域からの移転を除く。</p> <p>(3) 移転先は千葉市内に限る。</p>

別表第4（第2条第4号関係）

石綿を除去する事業

項目	内容
1 対象	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業に該当するものに限る。
2 事業の範囲	特定建築材料（大気汚染防止法第2条第12項の特定建築材料をいう。以下同じ。）の処理方法が除去である工事とする。
3 対象となる費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>（1） 石綿を除去する工事（石綿の飛散を防ぐために行う養生及び集じん・排気装置の設置等の措置を含む。）を行うために必要な費用</li> <li>（2） 前記の工事を行った後に、特定建築材料が使用されていた建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の性能を復旧する工事を行うために必要な費用</li> <li>（3） 前記（1）の工事により発生した廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条の4第5号へに規定する廃石綿等の処理を行うために必要な費用</li> <li>（4） 前記（1）の工事を行う前に、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第2項に規定する石綿の使用の有無の分析による調査を行ったために要した費用</li> <li>（5） 前記（1）の工事を施工する際に、特定建築材料が使用されている建築物等の周辺における大気中の石綿の濃度の測定を行うために必要な費用</li> </ul>

別表第5（第2条第5号関係）

環境配慮設備等の導入を行う事業

項目	内容
1 J-クレジット制度実施要綱に規定する方法論に記載されているもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>（1） 省エネルギー設備（潜熱回収型ボイラー、高効率ヒートポンプ、省電力照明設備、ガスコージェネレーションシステム 高効率変圧器等）</li> <li>（2） 再生可能エネルギー利用設備（太陽光発電設備、太陽熱利用システム等）</li> </ul>
2 その他（公的機関の認証等により、環境配慮の効果が認められるもの）	